

総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	1
○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）（附則第二項関係）	30
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）（附則第二項関係）	33
○総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号）（附則第二項関係）	34
○情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）（附則第三項関係）	35

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第一目（略）</p> <p>第二目（略）</p> <p>第三目（略）</p> <p>第四目 行政評価局（<u>第四十条—第四十四条の二</u>）</p> <p>第五目（略）</p> <p>第六目（略）</p> <p>第七目（略）</p> <p>第八目 <u>国際戦略局</u>（<u>第六十七条—第七十四条</u>）</p> <p>第九目 情報流通行政局（<u>第七十五条—第九十条</u>）</p> <p>第十目（略）</p> <p>第十一目（略）</p> <p>第十二目（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（<u>第二</u> <u>条—第十五条</u>）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（<u>第十六条—第十九条</u>）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（<u>第二十条—第二十六条</u>）</p> <p>第二目 削除</p> <p>第三目 行政管理局（<u>第三十六条—第三十九条</u>）</p> <p>第四目 行政評価局（<u>第四十条—第四十四条</u>）</p> <p>第五目 自治行政局（<u>第四十五条—第五十四条</u>）</p> <p>第六目 自治財政局（<u>第五十五条—第六十一条</u>）</p> <p>第七目 自治税務局（<u>第六十二条—第六十六条</u>）</p> <p>第八目 <u>情報通信国際戦略局</u>（<u>第六十七条—第七十五条</u> <u>）</u></p> <p>第九目 情報流通行政局（<u>第七十六条—第九十条</u>）</p> <p>第十目 総合通信基盤局（<u>第九十一条—第九十九条</u>）</p> <p>第十一目 統計局（<u>第一百条—第一百九条</u>）</p> <p>第十二目 政策統括官（<u>第一百二十条</u>）</p>

第三節 (略)

第四節 (略)

第五節 (略)

第二章 (略)

第一節 (略)

第二節 (略)

第三節 (略)

第四節 (略)

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 (略)

行政管理局

行政評価局

自治行政局

自治財政局

自治税務局

国際戦略局

情報流通行政局

総合通信基盤局

統計局

第三節 審議会等(第百二十一条―第百二十五条の二)

第四節 施設等機関(第百二十六条―第百三十二条)

第五節 地方支分部局(第百三十三条―第百四十条)

第二章 消防庁

第一節 特別な職(第百四十一条・第百四十二条)

第二節 内部部局(第百四十三条―第百五十条)

第三節 審議会等(第百五十一条)

第四節 施設等機関(第百五十二条)

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官二人を置く。

行政管理局

行政評価局

自治行政局

自治財政局

自治税務局

情報通信国際戦略局

情報流通行政局

総合通信基盤局

統計局

(略)

(国際戦略局の所掌事務)

第十条 国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に關すること。

二 (略)

(削る)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(削る)

自治行政局に公務員部及び選挙部を、情報流通行政局に郵政行政部を、総合通信基盤局に電気通信事業部及び電波部を、統計局に統計調査部を置く。

(情報通信国際戦略局の所掌事務)

第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に關すること。

三 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に關すること（次条第一項第四号に掲げるものを除く。）。

四 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の発達、改善及び調整に關すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に關するものに限る。）。

五 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に關すること。

六 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に關する技術上の規格に關すること。

七 情報の電磁的流通及び電波の利用に關する技術の研究及び開発に關すること。

八 情報通信の高度化に關する事務のうち情報の電磁的流通に

七 (略)

八 (略)

九 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

(削る)

十 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局（以下「国際戦略局等」という。）の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(削る)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

十三 (略)

係るものに関すること。

九 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。

十 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号に掲げるものを除く。）。

(新設)

十一 情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局（以下「情報通信国際戦略局等」という。）の所掌に属する国際関係事務（次条第一項第十一号に掲げるものを除く。）の総括に関すること。

十二 情報通信国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

十三 情報通信国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

十四 情報通信審議会の庶務に関すること。

十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

十六 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

十七 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(情報流通行政局の所掌事務)

第十一条 (略)

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- (削る)
- 五 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に關すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に關すること(国際戦略局及び総合通信基盤局の所掌に属するものを除く。)
- 七 放送業の発達、改善及び調整に關すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

(情報流通行政局の所掌事務)

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

- 一 放送(有線放送を含む。以下同じ。)に係る情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に關すること(有線ラジオ放送の施設の設置の規律に關するものを除く。)
 - 二 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に關すること。
 - 三 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に關すること。
 - 四 放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、影像等の情報により構成される作品(その素材となる音響、影像等の情報を含む。第七十九条において「情報通信作品」という。)に係る情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に關すること。
- (新設)
- 五 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に關すること(情報通信国際戦略局及び総合通信基盤局の所掌に属するものを除く。)
 - 六 放送業の発達、改善及び調整に關すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

- 八 (略)
- 九 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保に関する事務の総括に関すること。
- 十六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。
- 十七 情報通信審議会の庶務に関すること。
- 十八 (略)
- 十九 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)

- 七 日本放送協会に関すること。
(新設)
- 八 郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)に関すること。
- 九 郵便認証司に関すること。
- 十 信書便事業の監督に関すること。
- 十一 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
- 十二 印紙の売りさばきに関する業務に関すること。
(新設)
- (新設)
- (新設)
- 十三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。
(新設)
- 十四 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。
- 十五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること。
- 十六 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営

2 郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務をつかさどる。

(総合通信基盤局の所掌事務)

第十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 電気通信業の発達、改善及び調整に関すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 電波の利用の促進に関すること(国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)

八 (略)

一般に関すること。

2 郵政行政部は、前項第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

(総合通信基盤局の所掌事務)

第十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関すること(放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限る。)

二 電気通信業の発達、改善及び調整に関すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

三 非常事態における重要通信の確保に関すること。

四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること(放送に係る無線局免許等関係事務(無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。)を除く。)

五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探查に関すること。

六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

七 電波の利用の促進に関すること(情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)

八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管庁等(国際電気通信連合憲章附属書に規定する主管庁又は事業体をいう。第九十九条第八号において同じ。)との連絡並びに国際電波監視機関との連絡に関するこ

九 (略)

2 (略)

3 (略)

第二款 特別な職の設置等

(次長)

第十七条 国際戦略局に、次長一人を置く。

2 (略)

(総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)
第十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

と。

九 電波監理審議会の庶務に関すること。

2 電気通信事業部は、前項第一号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）、同項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 電波部は、第一項第一号及び第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 特別な職の設置等

(次長)

第十七条 情報通信国際戦略局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策評価審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する

4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 (略)

6 (略)

第三款 課の設置等

第四目 行政評価局

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課並びに評価監視官八人及び行政相談管理官一人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第八十条第一号において同じ。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第三款 課の設置等

第四目 行政評価局

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課及び評価監視官七人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談企画課

(行政相談企画課の所掌事務)

第四十三条 行政相談企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 二 (略)

(評価監視官の職務)

第四十四条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

(行政相談管理官の職務)

第四十四条の二 行政相談管理官は、各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事務(行政相談企画課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

行政相談課

(行政相談課の所掌事務)

第四十三条 行政相談課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 二 行政相談委員に関すること。

(評価監視官の職務)

第四十四条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政評価等を行うこと(政策評価課の所掌に属するものを除く。)
- 二 行政評価等に関連して、第六条第四号に規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- 三 行政評価等に関連して、第六条第五号に規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

(新設)

第八目 国際戦略局

(国際戦略局に置く課等)

第六十七条 国際戦略局に、次の六課及び参事官一人を置く。

国際政策課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際経済課

国際協力課

(国際政策課の所掌事務)

第六十八条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

(削る)

(削る)

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること

第八目 情報通信国際戦略局

(情報通信国際戦略局に置く課等)

第六十七条 情報通信国際戦略局に、次の七課及び参事官三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

情報通信政策課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際政策課

国際経済課

国際協力課

(情報通信政策課の所掌事務)

第六十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報通信国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(技術政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

三 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること(第十一条第一項第四号に掲げるものを除く。)

四 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること

(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る、参事官の所掌に属するものを除く。)

三 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること(第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。)

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること(国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

六 前各号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 (略)

一 (略)

(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る、参事官の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(新設)

五 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

六 情報通信国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

七 情報通信国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。

八 情報通信国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

九 情報通信審議会の庶務に関すること。

十 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、情報通信国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 通信規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。

二 (略)

(削る)

(国際経済課の所掌事務)

第七十二条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務
(第十二条第一項第八号、第六十八条第四号及び第七十条第二
号に掲げるものを除く。)のうち経済に関するものの総括に関
する事務(国際協力課の所掌に属するものを除く。)をつかさ
どる。

二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲
内において、国際電気通信連合憲章第十二条第一項(1)及び第
十七条第一項(1)に規定する技術に関する研究及び勧告に関し
て国際電気通信連合と連絡すること。

(国際政策課の所掌事務)

第七十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関す
る総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲
内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際
的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連
合その他の機関と連絡すること(第十二条第一項第八号及び
第七十条第二号に掲げるものを除く。)
- 三 情報通信国際戦略局等の所掌に属する国際関係事務(第十
一条第一項第十一号に掲げるものを除く。)の総括に関する
こと(国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く
。)

(国際経済課の所掌事務)

第七十三条 国際経済課は、情報通信国際戦略局等の所掌に属す
る国際関係事務(第十一条第一項第十一号、第十二条第一項第
八号、第七十条第二号及び前条第二号に掲げるものを除く。)
のうち経済に関するものの総括に関する事務(国際協力課の所
掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(国際協力課の所掌事務)

第七十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 総務省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

(参事官の職務)

第七十四条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

(削る)

(削る)

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十五条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の十課及び参事官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(国際協力課の所掌事務)

第七十四条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報通信国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 情報通信国際戦略局等の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

(参事官の職務)

第七十五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報通信国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務(技術政策課の所掌に属するものを除く。)のうち重要事項に係るもの

- 二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)のうち重要事項に係るもの

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

サイバーセキュリティ課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2

(略)

(総務課の所掌事務)

第七十六条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

五 (略)

総務課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

サイバーセキュリティ課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2

郵政行政部に、次の四課を置く。

企画課

郵便課

貯金保険課

信書便事業課

(総務課の所掌事務)

第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 情報流通行政局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

(新設)

四 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

六 (略)

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十七条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。
- 五 国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。
- 六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。
- 七 情報通信審議会の庶務に関すること。

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十八条 (略)

一 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(新設)

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十八条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること（地域通信振興課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること(国際戦略局及び総合通信基盤局並びに他課の所掌に属するものを除く)。

(情報通信作品振興課の所掌事務)

第七十九条 (略)

一 情報通信作品(放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、影像等の情報により構成される

二 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること(電気通信事業者に係るものに限る)。

三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。

四 情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。

五 電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。及びこれに係るプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関すること。

六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号)の施行に関すること。

七 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の施行に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること(情報通信国際戦略局及び総合通信基盤局並びに他課の所掌に属するものを除く)。

(情報通信作品振興課の所掌事務)

第七十九条 情報通信作品振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報通信作品の収集、制作及び保管の促進に関すること。

作品（その素材となる音響、影像等の情報を含む。）をいう。
次号において同じ。）の収集、制作及び保管の促進に関する
こと。

二 (略)

(サイバーセキュリティ課の所掌事務)

第八十条 (略)

一 (略)

二 (略)

(放送政策課の所掌事務)

第八十二条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 (略)

六 (略)

二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること。

(サイバーセキュリティ課の所掌事務)

第八十条 サイバーセキュリティ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

(放送政策課の所掌事務)

第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務のうち放送に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 一般放送の施設の使用の規律に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 放送業の発達、改善及び調整に関すること（情報通信国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 日本放送協会に関すること。

六 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に

(地上放送課の所掌事務)
第八十四条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 放送業(地上放送に限る。)の発達、改善及び調整に関すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

(衛星・地域放送課の所掌事務)
第八十五条 (略)

一 (略)

規定する放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。

(地上放送課の所掌事務)

第八十四条 地上放送課は、次に掲げる事務(衛星・地域放送課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 地上放送(国内において受信されることを目的として行われる放送(次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。)をいう。以下同じ。)に係る無線局免許等関係事務に関すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 地上放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

三 放送業(地上放送に限る。)の発達、改善及び調整に関すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

(衛星・地域放送課の所掌事務)

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送(人工衛星の放送局(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第二十号に規定する放送局をいう。))により行われる放送をいう。次号及び第五号において同じ。

()、国際放送、市区町村放送(主として一の市町村(特別区を含む。))の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。

()及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、

又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの

二 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

（企画課の所掌事務）

第八十七条

一 (略)

二 (略)

二 衛星放送、国際放送又は市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。

五 放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

第八十六条 削除

（企画課の所掌事務）

第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

-
- 三 (略)
 - 四 (略)
 - 五 (略)
 - 六 (略)
 - 七 (略)
- (郵便課の所掌事務)
- 第八十八条 (略)
- 一 (略)

-
- 三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務（次条第三号に掲げるものを除く。）の総括に關すること。
 - 四 日本郵政株式会社（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に關する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に關すること。
 - 五 郵政事業のうち郵便事業、銀行代理業、保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第八十九条第一号において同じ。）及び所屬保險会社等（同法第二条第二十四項に規定する所屬保險会社等をいう。同号において同じ。）の事務の代行以外のものに關すること。
 - 六 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に關すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。
- (郵便課の所掌事務)
- 第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 郵政事業のうち郵便事業に關すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

第十目 総合通信基盤局

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 (略)

一 (略)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に属すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 (略)

五 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

二 郵便認証司に関すること(前条第四号に掲げるものを除く。)

三 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること(前条第四号に掲げるものを除く。)

第十目 総合通信基盤局

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること(放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限り、データ通信課及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に属すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に規定する電気通信事業の登録に関すること。

四 電気通信事業法第百十七条第一項に規定する電気通信事業の認定に関すること。

五 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

六 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日

七 (略)

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 (略)

一 (略)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること(国際戦
略局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(データ通信課の所掌事務)

第九十五条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 電気通信事業(データ通信を行うものに限る。)の発達、
改善及び調整に関すること(国際戦略局及び電気通信技術シ
ステム課の所掌に属するものを除く。)

(電気通信技術システム課の所掌事務)

第九十六条 (略)

一 (略)

本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業部の所掌事務で
他の所掌に属しないものに関すること。

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 料金サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 料金その他の電気通信役務に関する提供条件に関すること
(データ通信課の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること(情報通
信国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(データ通信課の所掌事務)

第九十五条 データ通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 データ通信に係る情報の電磁的流通のための有線の施設の
設置及び使用の規律に関すること(電気通信技術システム課
の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出の受理に
関すること。

三 電気通信事業(データ通信を行うものに限る。)の発達、
改善及び調整に関すること(情報通信国際戦略局及び電気通
信技術システム課の所掌に属するものを除く。)

(電気通信技術システム課の所掌事務)

第九十六条 電気通信技術システム課は、次に掲げる事務をつか
さどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規

- 二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する電気通信業の技術に係る事項に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 （略）

（電波政策課の所掌事務）

第九十九条 （略）

- 一 （略）
- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）
- 五 （略）
- 六 （略）
- 七 電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 （略）
- 九 （略）

律（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の規律に限る。）に関する技術的事項に関すること。

- 二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する電気通信業の技術に係る事項に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

（電波政策課の所掌事務）

第九十九条 電波政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 周波数の割当てに関すること。
- 二 電波の監督管理に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 電波の伝わり方についての予報及び警報に関すること。
- 四 電波利用料に関すること。
- 五 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルの作成及び管理に関すること。
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、電波の監督管理（無線局免許等関係事務を除く。）に関すること（電波環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 電波の利用の促進に関すること（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管庁等との連絡に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、電波部の所掌事務で他の所掌

(基幹・衛星移動通信課の所掌事務)
第百条 (略)

- 一 (略)
- 二 無線局に係る電波の利用の促進に関すること(国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く。)
- 三 (略)
- 四 (略)

(移動通信課の所掌事務)
第百一条 (略)

- 一 (略)
- イ (略)
- ロ (略)

に属しないものに関すること。

(基幹・衛星移動通信課の所掌事務)
第百条 基幹・衛星移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 無線局免許等関係事務に関すること(情報流通行政局及び移動通信課の所掌に属するものを除く。)
- 二 無線局に係る電波の利用の促進に関すること(情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く。)
- 三 非常事態における重要通信の確保に関すること(無線に係るものに限る。)
- 四 電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に関すること。

(移動通信課の所掌事務)
第百一条 移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること(情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)
- イ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの(自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。)
- ロ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの(人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及

ハ (略)

二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること(国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)

第五節 地方支分部局

(管区行政評価局の内部組織)

第百三十四条 (略)

総務行政相談部

評価監視部

(削る)

2| 前項に定めるもののほか、管区行政評価局の内部組織は、総務省令で定める。

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十二号」とあるのは、「第二十二号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一 (略)

びハに掲げる無線局に該当するものを除く。)

ハ 電波法第五条第二項第二号に規定するアマチュア無線局
二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること(情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)

第五節 地方支分部局

(管区行政評価局の内部組織)

第百三十四条 管区行政評価局に、次の二部を置く。

第一部

第二部

2| 前項の部のほか、関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に総務部を、北海道管区行政評価局に行政相談部を置く。

3| 前二項に定めるもののほか、管区行政評価局の内部組織は、総務省令で定める。

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十条第十一号中「次条第一項第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一条第二項中「第十六号」とあるのは「第十六号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること

二 (略)

2 (略)

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第十九条第一項第二号」とする。

一 (略)

二 (略)

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第七十二条第三号中「第十一条第一項第一号」とあるのは、「第十一条第一項第十一号及び附則第十九条第一項第二号」と「第七十三条中「前条第二号」とあるのは「前条第二号並びに附則第十九条第一項第二号」と、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは「次条第三号及び附則第十九条第一項第二号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）（附則第二項関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
主務官庁	事項	主務官庁	事項
(略)	(略)	内閣府	金融庁の所掌事務（当該所掌事務に係る金融庁の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関する事項
総務省	国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌事務に関する事項	総務省	情報通信国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌事務に関する事項
(略)	(略)	法務省	法務省の所掌事務に関する事項
(略)	(略)	外務省	外務省の所掌事務に関する事項で特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするもの
(略)	(略)	財務省	財務省の所掌事務（当該所掌事務に係る財務大臣の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関する事項
(略)	(略)	文部科学省	一 大学若しくは高等専門学校の設定の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定により文部科学大臣

	(略)
	(略)
厚生労働省	
<p>が認定する通信教育</p> <p>三 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五条第二項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携</p> <p>都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三章第四節の規定に限る。</p> <p>）、労働時間等の設定の改善に関する特別</p>	

(略)	
(略)	

国土交通 省	
<p>一 海難審判所の所掌事務に関連する事項</p> <p>二 地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。）</p> <p>三 気象庁、運輸安全委員会又は海上保安庁の所掌事務に関連する事項</p>	<p>措置法（平成四年法律第九十号）又は特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。労働保険特別会計に係る部分に限る。）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第一条第一項に掲げる事務を除く。）に関連する事項</p> <p>二 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項</p>

改正案	現行
<p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条第五項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課において総務省国際戦略局宇宙通信政策課の協力を得て処理する。</p>	<p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号。以下「法」という。）第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一 総務省の職員 一人</p> <p>二 財務省の職員 一人</p> <p>三 文部科学省の職員 一人</p> <p>四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>五 学識経験のある者 一人</p> <p>2 法第六条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。</p> <p>3 法第六条第五項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課において総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課の協力を得て処理する。</p>

○総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第九十二号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第八条 審議会の庶務は、総務省国際戦略局技術政策課において 処理する。</p>	<p>（庶務） 第八条 審議会の庶務は、総務省情報通信国際戦略局技術政策課 において処理する。</p>

○情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第八条 審議会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第八条 審議会の庶務は、総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課において処理する。</p>